

事業仮契約書（案）に関する質問書への回答（第2回）

標記の件、以下のとおり回答します。

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目				項目名	質問	回答
1	事業仮契約書（案）	35	57条						サービス購入料の減額等	<p>条文4行目以降、減額等の対象となるサービス購入料として「該当の運營業務遂行に係るサービス対価」とあります。この「該当の運營業務」の具体的範囲をご教示ください。</p> <p>言い換えると、仮に汚泥再生処理センターの運轉業務で要求水準の未達があった場合は、汚泥再生処理センターに係る部分のサービス購入料C及びDのみが減額対象になるということでしょうか。</p>	減額等の対象となる四半期における全てのサービス購入料C及びサービス購入料Dが該当します。なお、令和7年度から令和9年度までは、汚泥再生処理センターに係るサービス購入料のみが減額対象になります。
2	事業仮契約書（案）	59	別紙7	2	(2)				普通火災保険	<p>火災保険の付保について、通常火災保険を付保する対象範囲としては建物と設備に区分されますが、そのうち建物について外構は対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p>	外構についても保険の対象です。